

(略)

東京都監査委員	伊 藤 ゆ う
同	伊 藤 こういち
同	茂 垣 之 雄
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

令和 5 年 6 月 2 2 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、令和 4 年度から実施されている臨海部スポーツイベントに係る事業（以下「本件事業」という。）について不当な公金の支出又は契約の締結若しくは履行があった疑いがあるため、監査の上、都が被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、請求期間について、法第 2 4 2 条第 2 項では、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをするにはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

請求人が、本件事業について不当な公金の支出、契約の締結・履行があったとする理由は、令和 4 年度臨海部レガシースポーツイベント実行委員会（以下「本件実行員会 1」という。）及び令和 4 年度臨海部レガシースポーツイベントの実施運営計画策定支援及び実施運営委託（以下「本件委託」という。）委託先選定委員会（以下「本件委託先選定

委員会」という。)の委員の人選が公平・適切な人選でなかった可能性があること、本件委託に係る受託者(以下「本件受託者」という。)の選定プロセスが不透明であること、委託金額が他の同様のスポーツイベントの規模・支出額と比較して適切なものとは到底言い難いこと、本件受託者が再委託した団体に本件委託先選定委員会の委員の関係団体が存する疑いがあり委託料の使途に強い疑義があること、さらにこのような本件事業についてGRAND CYCLE TOKYO実行委員会(以下「本件実行委員会2」という。)が、令和5年度もその事業の実施に当たり、GRAND CYCLE TOKYOレインボーライド実施計画策定支援及び運営委託を行っていること、などである。

本件実行委員会1は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の業績を活用した更なるスポーツ振興、東京の魅力発信及び地域振興に向けた、臨海部レガシースポーツイベント事業の実施に当たり、スポーツや自転車に関する知見のある団体と一体となってイベントを効果的・効率的に実施する必要があるとして設置され(臨海部レガシースポーツイベント実行委員会会則(以下「本件会則1」という。)第2条参照。なお、本件実行委員会1は令和5年度に清算終了後に解散し、本件実行委員会2に統合された。)、本件実行委員会2は、東京におけるサイクルスポーツ文化を醸成し、「スポーツフィールド・東京」の実現へと繋げていくことを目的として設置されたものである(GRAND CYCLE TOKYO実行委員会会則(以下「本件会則2」という。)第2条)。これら本件実行委員会1及び本件実行委員会2(以下「本件各実行委員会」という。)は、都とは別の団体である、いわゆる権利能力なき社団と解される。ある団体が権利能力なき社団に当たるというためには、当該団体が「団体としての組織を備え、そこには多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によつて代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならない」(最高裁判所昭和39年10月15日判決)とされている。

これを本件各実行委員会についてみると、それぞれ事務局が置かれ団体としての組織を備えており(本件会則1・第5条及び第13条、本件会則2・第5条及び第13条)、重要事項は出席委員の過半数の同意の上決定され(本件会則1・第9条第4項、本件会則2・第9条第4項)、多数決の原則が行われていることがうかがわれる。また、委員が任期前に退任したときは後任者が前任者の残任期間を務めるとされ(本件会則1・第4条及び第8条、本件会則2・第4条及び第8条)、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続しているといえる。さらに、本件各実行委員会においては、委員の互選により選出される委員長がこれを代表し委員長が会議を招集し主宰し(本件会則1・第6条、

第7条及び第9条第1項、本件会則2・第6条、第7条及び第9条第1項)、会議においては委員の過半数の出席が無ければ会議を開会することができず(本件会則1・第9条第3項、本件会則2・第9条第3項)、会議の定足数や議決要件の定めとともに、予算及び決算の審議が行われ、本件各実行委員会の事務局長名義の預金口座で金銭を管理していることがうかがわれることから(臨海部レガシースポーツイベント実行委員会財務規程第7条、第22条及び第24条、GRAND CYCLE TOKYO実行委員会財務規程第7条、第22条及び第24条)、代表の方法、委員会の運営、財産の管理等の団体としての主要な点が確定しているといえる。

そして、住民監査請求は、法第242条第1項が規定するとおり、普通地方公共団体の執行機関又は職員による同項所定の行為をその対象とする場合に限られることから、地方公共団体とは別個独立の団体である本件各実行委員会の行為は、これには当たらないと解され、本件各実行委員会の行為を対象とする本件請求は、都の財務会計行為を対象とするものとは認められない。

また、請求人が指摘する都の本件実行委員会1に対する負担金交付決定のうち令和4年4月1日付け決定(以下「本件交付決定1」という。)に基づく支出日は、予備的調査によれば、令和4年5月27日であるところ、本件請求は当該支出日からすでに1年を経過したことが明らかである。

この点、請求人は、本件実行委員会1に対し令和5年4月12日付けで開示請求をし、同年5月26日付けで一部開示決定通知を受けて、必要な資料が公開されずやむなく本件請求に及んだとして、1年を経過したことの正当な理由を主張する。

しかし、「同ただし書(注:法第242条第2項ただし書)にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである」(最高裁判所平成14年9月12日判決参照)とされているところ、「東京都の住民は、東京都情報公開条例に基づき、実施機関に対し、財務会計上の行為の完了の日と近接した日から、当該行為に関する公文書の開示請求をすることができ、(中略)当該住民は、財務会計上の行為について監査請求をする前提として、同条例に基づく開示請求をすることで相当の注意力をもって調査したことになり、逆に開示請求をしないままにいる場合には相当の注意力をもって調査したとはいえないと解するのが相当」(東京高等裁判所平成19年2月14日判決)とされる。

したがって、本件交付決定1に係る本件請求は、相当な期間内にされたものとは認め

られず、正当な理由があるとは認められない。

さらに、請求人が指摘する都の本件実行委員会1に対する負担金交付決定のうち令和4年6月29日付け決定（以下「本件交付決定2」という。）については、令和4年度臨海部レガシースポーツイベント事業に係る協定書に基づき、都が本件実行委員会1の申請を受けて決定をするものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

しかしながら、請求人は、本件実行委員会1による委託先選定プロセスの不当性、本件実行委員会1及び本件委託先選定委員会の委員の人選の不当性、本件実行委員会1の委託金額の不当性及び本件実行委員会1の委託先による委託料の使途の不当性を主張するに止まり、都の本件実行委員会1に対する本件交付決定2の違法性又は不当性に関する具体的な主張や疎明をしているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。